

独占禁止法と農協 —規制改革推進会議答申の妥当性—

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員

すず き のぶ ひろ
鈴 木 宣 弘

アブストラクト

2021年3月の規制改革推進会議の農林水産WG（ワーキング・グループ）、及び、これを受けての6月の答申では、生乳取引に関して、畜産安定法を改定して自由な流通を促進したのに、①系統シェアが低下していないのは問題である（制度的に独占を解除したのに実質的独占が続いている）、②農水省が、農協が受託販売を拒否できる契約違反事例を示したのはおかしい（いかなる事情があっても引き受けるのがビジネス常識）、③農協シェアが大きすぎるのでホクレンなどを分割すべきである、などの指摘がなされた。

さらに、④農協に独占禁止法違反行為をしないよう「表明」させ、農水省が農協の独禁法順守の指導をすべきとした。特に、酪農分野における独禁法違反の取締りの強化を図る、また、農水省に実態調査を実施させ、契約違反事例集も見直すよう要求した。加えて、農協の共販は農家と買手との対等な競争関係を築くものとして独禁法の適用除外になっている（独禁法第22条）ことは認めた上で、共販を推進するための内規としての出荷ルールは違反だ、というのが規制改革推進会議の適用除外の対象としない論拠として述べられている。

本稿では、このような規制改革推進会議の指摘について、その妥当性を吟味した。

（キーワード） 独占禁止法 農協共販 規制改革

目次

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 1. はじめに | 7. 「共販を認めつつフリーライドを推奨して共販を崩す」論理破綻 |
| 2. 再認識された系統流通の信頼性 | 8. 「不当な価格引き上げ」か否かが問題 |
| 3. 酪農家の選択の結果は批判できない | 9. 「不当な価格引き上げ」でないことの立証 |
| 4. 農協だけは契約違反も受け入れなくてはならないのか | 10. おわりに |
| 5. 農協分割論の驚き | |
| 6. 独禁法の適用除外の対象としないことは妥当か | |

1. はじめに

2018年4月、改正畜産安定法（畜安法）が施行された。この改定によって、指定生乳生産者団体（農協）に交付されていた「加工原料乳補給金」や「集送乳調整金」が、農林水産省が承認した一般事業者にも交付されるよう制度が恒久化された。生産者の出荷先を自由化することで酪農の振興と乳製品の安定供給を図るとするのがその名目である。

そして本年3月19日の規制改革推進会議の農林水産WG（ワーキング・グループ）で、生乳取引に関して、畜安法を改定して自由な流通を促進したのに、①系統シェアが低下していないのは問題（依然として指定生乳生産者団体による実質的な独占が継続されている¹⁾）、②農林水産省が作成した、農協が受託販売を拒否できることを示した「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」が酪農家の自由な取引を委縮させている²⁾（農協側が合意をしなければ年度途中での契約の変更ができないのが現状³⁾、「いいとこどり」はビジネスの常識⁴⁾）、③農協シェアが大きすぎるのでホクレンなどを分割すべきである⁵⁾、など、理解が困難な指摘がなされた。

これを受けての6月1日の規制改革推進会議の答申では、④農水省が農協に独占禁止法（独禁法）違反行為をしないよう「表明」させ、

農協の独禁法順守の指導をすることを要求した。特に、公正取引委員会による酪農分野における独禁法違反の取締りの強化を図る⁶⁾、とした。また、農水省に実態調査を命じ、契約違反事例集も見直すよう、要求した⁷⁾。

農協の共販は農家と買手との対等な競争関係を築くものとして独禁法の適用除外になっている（独禁法第22条）。それは認めた上で、共販を推進するための内規としての出荷ルールは違反だ、というのが規制改革推進会議の適用除外の対象としない論拠として述べられている。これらを、順次、検証していこう。

2. 再認識された系統流通の信頼性

生乳は、毎日生産される一方で傷みやすく貯蔵性がない液体であるため、搾乳してから短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要がある。そのためメーカーとの取引交渉上、不利な立場に置かれやすく、適正な乳価水準を確保しにくい構造となってしまう。そこで生産者団体（農協）が全量無条件にて生産者から販売委託を受け、生産物を一元集荷（集乳）することで、価格交渉力を強化するとともに、需給調整の実効性を確保したり、輸送コストの低減を図ったりしてきた。このシステムの維持のために、国から指定事業者を通して生産者に加工原料乳生産者補給金が交付されてきた。これが指定生乳生

1 第9回農林水産ワーキング・グループ議事概要（令和3年3月19日）p.16。なお規制改革推進に関する答申（令和3年6月1日）p.73に反映されている。

2 同議事概要 p.23。同じく答申 p.73に反映されている。

3 同議事概要 p.20。

4 同議事概要 p.28。

5 同議事概要 p.10、22。

6 同答申 p.60。

7 同答申 p.74。

産者団体制度である⁸。

それが、畜安法の改正によって系統外の事業者でも農水省からの承認を受ければ補給金を受けられる制度が恒久的なものとなった。これにより、生産者は指定事業者とその他事業者を併用する「二股出荷」や、季節や取引条件に応じて出荷先を使い分ける等の「いいとこどり」を含め、自由に出荷先を選べるようになるはずであった。それなのに、意図に反して系統のシェアが崩れていない。これがWGの指摘①である。

しかし、系統外に出荷先が切り替わらなかったのは、新規参入企業による「集乳停止」、つまり販売受託の拒否が発生し、系統流通の信頼性が再認識されたことが大きく、系統組織に問題があるのではなく、規制改革そのものが妥当でなかったということではないか。

生乳取引の規制改革については、一部では「それ見たことか」という言葉が飛び交ったほど「見事に」失敗したことが、新規に認定された業者の「集乳停止事件」⁹で明白になったように思われた。しかし、そのことを認めるわけでも、反省するわけでもなく、逆に、「原因は規制改革が足りないからだ」と主張している。規制改革そのものが失敗の原因なのに、処方箋は、もっと規制改革を徹底することだと主張するのは完全な論理破綻になっていないだろうか。

実は、こうした論理破綻は繰り返されている。2008年の食料危機やコロナ禍においても、貿易自由化により国際分業を推し進めたため

に輸出規制によって危機が増幅される構造ができてしまったのに、「価格高騰が起こるのは貿易自由化が足りないせいだ」というショック・ドクトリンが展開されている。原因は貿易自由化なのに解決策は貿易自由化だ、とは論理破綻も甚だしい。途上国の貧困緩和の名目で貿易自由化と規制緩和を要求して、その結果、貧困が増幅されると、「貧困が緩和しないのは規制緩和が足りないせいだ。もっと徹底した規制撤廃が必要だ」と主張するのも同様である。

3. 酪農家の選択の結果は批判できない

既存の系統流通のシェアが低くなっていない、つまり、アウトサイダーのシェアが増えていないのが問題だとは、どういう意味であろうか。

需給調整機能を持たない業者を新規参入させた結果、購入した生乳を処理できなくなり、突然の集乳停止が起こり、農家は生乳廃棄に追い込まれた。こうした系統外流通は、生乳が不足基調のときは問題が顕在化しないが、ひとたび需給が緩むと破綻する。これを見たら、このようなところに飛びついたら、突然取引が打ち切られてしまうかもしれないと酪農家が思うのは当然である。そうなれば、既存の系統流通の良さが再認識されて、求心力が働く。

生活に不可欠な牛乳・乳製品を消費者に過不足なく届けられるのは、指定団体とメーカーを通じた秩序ある流通によって、取引量が

8 中央酪農会議『指定団体（制度）の重要性と指定団体制度を巡る情勢』（平成28年12月14日）。

9 需給が緩和したことから販売先を確保できず、生産調整をするため集乳停止したのではないかと報道機関や研究者から指摘されており、それが酪農・乳業界のほぼ一致した見立てとなっている。なお、当該企業は、一部の酪農家で長期にわたり乳質問題（異物混入等）が継続し、その間、欠品となったことで販売先の信用を損なったために、需給調整が出来なくなったと主張している。

把握され、需給調整機能が働くからこそ可能になる。それを再認識して酪農家を選択している結果であり、無理やりでも系統流通のシェアを減らさないと改革ではないという論理は破綻している。酪農家の選択を批判するのは筋違いであろう。改革はしてみたけれども失敗したからシェアは維持されているのであり、それは改革が不十分なせいではなく、改革が間違っていたことの証左である。

6月1日に出された答申でも、「生乳の流通において、制度的な独占は解除されたが、依然として、指定生乳生産者団体による実質的な独占が継続されている。」という奇妙な指摘がなされているが、これは、つまり、改革が失敗だったと認めていることになる。

4. 農協だけは契約違反も受け入れなくてはならないのか

次に、WGの指摘②については、どのようなビジネスも契約違反があれば、取引停止するのが常識ではないだろうか。年間契約に基づいた取引で、「年度途中の出荷先の変更（契約違反）があっても、取引を拒否してはいけない。それがビジネスの常識だ。」というのはどういう理屈であろうか。どんなビジネスも契約に基づいて行われる。契約違反があれば取引は停止される。それをどうして農協だけは拒否してはいけないのだろうか。農協と

組合員が全量出荷契約に合意していれば、それが契約であり、部分委託契約（年度途中の変更は認めない）をしていれば、それが契約である。農水省が作成した「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」が酪農家の自由な取引を萎縮させた（との声がある）と批判し、6月1日の答申では、その見直しを求めているが、当然の契約違反事例を説明したのが問題だと言うのは理解できない。

特に、取引交渉力の強い買手に対して農家が対抗力を形成するための農協による共同販売は独禁法の適用除外になっているのが世界の常識であり、日本の独禁法でもそうになっている。つまり、農協と組合員との契約（内規）は第三者の介入を受け付けるようなものではない。だから、そもそも、「二股出荷」や「いいとこ取り」¹⁰のことを議論しなくてはなくなるような畜安法の改定が間違っていたということである。独禁法の規定と矛盾する法改定をしてしまったという重大な欠陥である。畜安法の改定は、我が国でも独禁法の適用除外として認められている権利を損なう内容であり、専属利用契約を削除した農協法の改定とともに独禁法と矛盾する改定が行われたことに対する再検証が必要である。農水省の元幹部は日本農業新聞のコラム記事で、「アウトサイダーまがいの集乳業者が指定事

10 指定事業者による安定的な集送乳の実現には契約に基づく年間を通じた安定した生乳取引が重要となる。出荷量を自由に変更することはこの妨げになることから、通年で安定した量を出荷することを条件に契約することが基本となっている。その他にも、短期的な出荷、例えば普段は条件の良い事業者と取引しながら、飲用需要の下がる冬期には受託拒否できない指定事業者に出荷しようとする行為は、その生産者にとっては合理的な「いいとこどり」であるが、このような生産者が増えれば指定事業者は年間を通して安定した集乳ができず、川下の乳業にも安定供給を保証できなくなるため本来の目的である価格交渉力の確保と速やかな処理（乳業への引き渡し）ができなくなる恐れがある。そうなれば生産者にとって有利な全量無条件受託も難しくなる。こうしたシステムを維持しているのは契約に則り通年出荷を守っている生産者たちである。「いいとこどり」は彼らの協調行動にフリーライド（ただ乗り）し、不利益や不公平感を生じさせる行為にあたることから、指定団体から出荷を拒否される可能性がある行為とされている（農林水産省『指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集』）。

業者になるというブラックユーモアのような改正を余儀なくされた」と述懐している¹¹。

とりわけ、生乳の場合、腐敗しやすい生乳が小さな単位で集乳・販売されていたのでは極めて非効率で、酪農家も流通もメーカーも小売も混乱し、消費者に安全な牛乳・乳製品を必要ときに必要な量だけ供給することは困難になる。つまり、需給調整ができなくなる。だからこそ、まとまった集送乳・販売ができるような農協による共同出荷システムが不可欠である。だから、契約年度途中の取引先変更はもちろん、二股出荷そのものを容認するのは難しい。

したがって、欧米諸国では通常、酪農協の内規などで全量出荷義務が明記されていて、二股出荷は許されていない。他の出荷先を選択する場合には酪農協を脱会しなければならず、脱会せずに二股出荷をしている場合には総会で脱会を求められる。そもそも、欧米において、農協の組合員に全量出荷を義務付けるのはごく普通のことである（農林中金総合研究所の平澤明彦基礎研究部長）。たとえば、米国において農協は1つの事業体として捉えられ、農協と組合員との契約関係は内部関係とされているので、反トラスト法（米国の独禁法）が適用されることはない（農林中金総合研究所の明田作客員研究員）。

米国の柑橘類の専門農協であるサンキストは、独禁法の適用除外となっていて、組合員は柑橘生産の全量をサンキストを通して出荷する専属利用契約を結んでいる。品質や出荷時期などについても、組合員の総意の下で厳しいルールが定められていて、違反者は除名

処分を受ける。このような内規に同意できなければ、組合員にならず独自に販売すればよいが、もちろんその場合はサンキストのブランドを名乗ることはできない。これらのルールは、ブランドを守り、組合員の利益を維持するための当然の対応と見なされていて、独禁法上の問題ではないと理解されているのである（東京大学の矢坂雅充准教授）。

5. 農協分割論の驚き

WGの指摘③のホクレン分割論に至っては、さらなる驚きである。「農協のシェアが大きいから分割しろ」という議論だ。

そもそも、農家の所得を時給換算すると平均で961円しかない。後にも示すように、農協共販があっても農産物が買い叩かれているのがその要因だ。世界的には小売の市場支配力に対抗して農家収入を確保するために農協共販を強化すべきという議論が起こっている。

近年、EUでは、2009年に飼料価格高騰による酪農家の苦境を経験し、2015年からの生乳の生産調整の廃止に伴う乳価下落の影響も懸念されていた。そうした事態の酪農への影響を緩和するには、寡占化した加工・小売資本が圧倒的に有利に立っている現状の取引交渉力バランスを是正することにより公正な生乳取引を促すことが必要との判断から、2011年に「ミルク・パッケージ」政策が打ち出された。その政策の一環として、独禁法の適用除外の生乳生産者団体の組織化と販売契約の明確化による取引交渉力の強化が進められている。

こういう世界潮流において、日本だけが、

11 日本農業新聞「規制改革実施計画が閣議決定 識者の正論か専横か」（2020年7月21日）。

逆に、農協共販弱体化を推進し、価格交渉力を崩壊させる方向に向かっている。農業所得を向上させるという目標を立てておきながら、逆走しているようにしか思われぬ。

6. 独禁法の適用除外の対象としないことは妥当か

そして、6月の答申で再確認された、④独禁法の適用除外の対象としないことについては、どう理解したらよいだろうか。

最近農協に起きた独禁法違反摘発事例には特徴がある。独禁法の適用除外をやめさせるのではなく、独禁法の解釈を実質的に強化して農協を取締まり、実質的に適用除外をなし崩しにする摘発が始まっていることである。「農業生産資材及び農産物の販売に関し、公正かつ自由な競争を確保するため、農業分野における独禁法の取締りの強化を図る」（「規制改革に関する第4次答申」2016年5月19日）方針と呼応している。

—事例—

2017年3月29日、高知県JA土佐あきに対して、公取は、ナスの販売について、組合員に対して系統以外に出荷することを制限する条件をつけて販売を受託していたという拘束条件付取引に該当するとして排除措置命令を下した。ナスの部会は元々農家の自主的な組織で、共同出荷施設を維持し、共同販売を促進するために、自らで作っていた規約に対して、農協が系統利用を強制したかのような判断がなされた。しかも、系統利用率は50%で

あるにもかかわらず、である。

例えば、集出荷場にナスの自動選果ラインを導入するとき、部会員農家が平等に利用料を負担する自主的取り決めを行い、利用が減った農家からは当初約束した利用料金のキャンセル料の意味合いで、通常の半額の利用料金を負担してもらうなどの約束があった。

こうした活動を独禁法違反とすることは、農協共販を独禁法の適用除外としている22条の根幹を揺るがす重大な事態である。JA土佐あきは訴訟を起こしたが、実態にそぐわないと思われる判決理由¹²で、敗訴した。

7. 「共販を認めつつフリーライドを推奨して共販を崩す」論理破綻

歴史的に、個々の農家が大きな買手と個別取引することで農産物は買い叩かれ、個々の農家が大きな売手と個別取引することで資材価格は吊り上げられ、苦しんだ。そこから脱却し、農業所得を向上させるため、農協による共販と共同購入が導入され、それが取引交渉力を対等にするためのカウンターベイリング・パワー（拮抗力）として、独禁法の適用除外になっているのが世界的な原則である。

これは我が国についても同様のはずである。公取は「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成29年6月16日改定）で次のように説明している（3 独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度）。

独占禁止法は、協同組合の一定の行為につ

12 判決の詳細は、農業協同組合新聞『跳ね返せ 農協共販への不当な締めつけ JA高知県が高裁へ控訴』（2019年5月29日）等を参照されたい。

いて適用除外規定を設けている(第22条)。(中略)例えば、連合会及び単位農協が、共同購入、共同販売、連合会及び単位農協内での共同計算を行うことについては、独占禁止法の適用が除外される。

しかしながら、[1] 不公正な取引方法を用いる場合、又は[2] 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、適用除外とはならない。(中略)

この適用除外制度は、以下のような趣旨のものとして解されている。単独では大企業に伍して競争することが困難な農業者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものである。したがって、このような組合が行う行為には、形式的・外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独占禁止法の目的に反することが少ないと考えられることから、独占禁止法の適用を除外する。

世界の常識であり、さらに強化されようとしている「農協共販の独占禁止法の適用除外」(独占禁止法第22条)を日本だけが逆に問題視し、「農協共販の独占禁止法の適用除外」をなし崩しにするような畜安法や農協法の改定を行って、農協共販つぶしに躍起になっている。農協法の改定では、専属利用契約(組合員が生産物を農協を通じて販売する義務など)は削除され、加えて事業の利用義務を課してはならないと新たな規定を設けてしまっている。本来、契約に同意できないならば、

組合員にならずに独自に販売すればよいだけのことである。

共販が有効に機能するには、共販に結集するための誘因となる自主的なルール(ある程度の縛り)は不可欠である。それなのに、それを違反だというなら、共販を「公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をする」(指針)と認めながら、「ただ乗り」を助長し、共販を壊す、という論理矛盾になっていないか。畜安法の改定と同じ思惑がここにも見える。

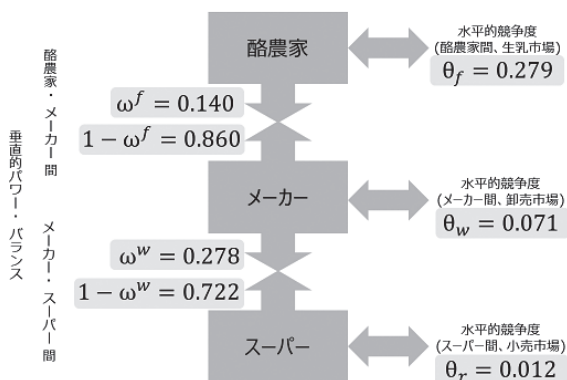
6月1日の答申では、農協に独占禁止法違反行為をしないよう表明させ、農水省に農協の独占禁止法順守の指導を命じ、特に、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る、とした。またしても、共販は認めるが、共販のための出荷ルールは違反だという破綻した論理が述べられている。

8. 「不当な価格引き上げ」か否かが問題

米国では、農協共販はカッパー＝ヴォルステッド(Capper-Volstead)法によって反トラスト法(独占禁止法)の適用除外になっている。しかしその結果、不当価格引き上げ(Undue Price Enhancement)などにより経済厚生上の損失が生じている場合は違法とされる。

この考え方は基本的に日本でも同じであり、つまり、上記の「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成29年6月16日改定)の「[2] 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、適用

(図1) 酪農家・メーカー・スーパー間のパワー・バランスの推定値



(資料) 結城知佳 (2017) による。

(注) $\omega = 0$ が完全劣位。 $\omega = 1$ が完全優位。 $\theta = 0$ が完全競争。 $\theta = 1$ が完全協調。

除外とはならない。」が対応している。つまり、共販のルールが明確に合意されていれば、ルール上の問題ではなく、「不当な価格引き上げが行われているかどうか」が独禁法違反か否かのポイントになる。

例えば、飲用乳についての我々の試算では、我が国では、スーパー対メーカーの取引交渉力の優位度は7対3で、スーパーがメーカーに対して優位性を発揮し、メーカー対酪農協の取引交渉力の優位度は9対1に近く、メーカーが酪農協に対して優位である可能性が示され(図1)、むしろ酪農家は買い叩かれている。こうした状況で、酪農家組織の弱体化や独禁法の適用除外の対象としないことは正当化されない。

9. 「不当な価格引き上げ」でないことの立証

計量経済学的検証を待たなくとも、農業所得の低迷による農家減少に歯止めがかからない中、農協共販によって「不当な価格引き上げ」が行われているとは誰も思わないだろ

う。しかし、可能なかぎり数字で示すことで、「不当な価格引き上げ」に当たらないことを立証する努力が必要である。

ここで、必要となるのは、不当な価格引き上げにあたるか、逆に買い叩かれているか、を判断する基準値である。例えば、飲用乳の例で、5対5の取引交渉力(図のモデルで $\omega = 0.5$)を対等な水準として、そのときに計算される価格を適正価格として設定することは、ひとつのアイデアである。この場合、飲用乳価は生産者段階で6円、卸売段階で4円、現状より高くなる。逆に、酪農協の力が完全に削がれた場合、飲用乳価は16円/kgも低下する可能性がある。

つまり、現状は「不当な価格引き上げ」とは逆に「買い叩き」の状況下であり、独禁法の適用除外をなし崩しにする取締まり強化は間違いで、むしろ共販を強化すべきということになる。

小売の力が強い市場での規制緩和は、競争条件の対等化でなく、一層不公正な競争に生産者をさらす。規制緩和が正当化できるのは、市場のプレイヤーが市場支配力を持たない場合であることを忘れてはならない。一方のマーケットパワーが強い市場(小売が強く、しわ寄せが酪農家に行く)では、規制緩和は、一方の利益を一層高める形で市場をさらに歪め、経済厚生を悪化させるので、理論的にも間違いなのである。

マーケットパワーが存在する市場では、規制緩和でなく、一方に偏る利益を是正するために、①取引交渉力を強化できる共販組織、②政策的なセーフティネット、こそが正当化される。各国は、それに沿った政策的関与を

行っている。EUやカナダは①②の両方、米国は主として②で対応している。

10. おわりに

本稿では、生乳取引の系統流通に対しなされた規制改革推進会議の指摘について、その妥当性を吟味した。まず、WGの指摘①については、新規参入企業による「集乳停止」が発生し、系統流通の信頼性が再認識されたことが大きく、系統組織に問題があるのではなく、規制改革そのものが妥当でなかったということではないか。指摘②については、どのようなビジネスも契約に基づいて行われ、違反があれば、取引停止するのが常識で、農協にだけそれが認められないかのような論理は理解が困難である。指摘③については、現在の農協共販があっても流通の川下と五分の交渉力とは言えないのに、ホクレン等系統組織を分割すればますます不公正な競争環境になるはずである。

そして、④独禁法適用除外を認めない方向性については、共販が有効に機能するには、共販に結集するための誘因となる自主的なルール（ある程度の縛り）は不可欠である。それなのに、それを違反だというなら、共販を「公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をする」と認めながら、「ただ乗り」を助長し、共販を壊す、という論理矛盾になっていないか。

米国でも農協共販は反トラスト法(独禁法)の適用除外になっているが、不当価格引き上げ(Undue Price Enhancement)などにより経済厚生上の損失が生じている場合は違法とされる。この考え方は基本的に日本でも同

じであり、つまり、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には適用除外とはならない。

つまり、共販のルールが明確に合意されていれば、ルール上の問題ではなく、「不当な価格引き上げが行われているかどうか」が独禁法違反か否かのポイントになる。この点を経済学的手法も用いて検証すれば、むしろ、農家は買い叩かれているほどであり、到底、不当な価格引き上げとは言い難い。

こうした観点から、近年、農協の独禁法適用除外をなし崩しにする政治的ともいえる濫用が行われたり、独禁法と矛盾する農協法・畜安法の改定が行われたことこそが問題であり、さらに農家・農協の活動を萎縮させるような命令をすることには妥当性が見いだせない結論づけられる。

ただし、我が国では、農協と組合員間の共販のルール、特に、ルールを破った場合の罰則が明確でないために、「共販破り」の組合員への対応が「優越的地位の濫用」と見做される余地を与えている側面もあるように思われる。つまり、共販のルールを農協と組合員間の取決めとして契約文書の形で明確化しておくことが重要である。

生乳取引については、生乳共販の意義が再確認されたいまこそ、結束を強化し、メーカーとしっかり連携した秩序ある流通をさらに拡大して、生産者と関連業界が一丸となって、大切な牛乳・乳製品を不足なく届ける使命を果たすことが求められる。

そのためには、一方で、酪農家の願い・要望に組織がどれだけ応えられるか、一層の工

夫も必要である。例えば、自身の自慢の牛乳をできるだけ狭い地域ブランドで販売したいといった酪農家の想いに系統流通がどこまで対応できるか、といった課題にも業界を挙げて真剣に向き合う必要がある。

また、系統組織や農家は規制改革推進会議の発信や独禁法の濫用を恐れすぎてはいけないと思う。世界的にも認められている共販の権利は堂々と主張し続けるべきである。

付記

本稿の取りまとめに当たってのJA共済総合研究所・高木英彰研究員の尽力に記して謝意を表したい。

引用文献

- ・結城知佳『指定生乳生産者団体の解体が酪農家の経営に与える影響のシミュレーションー酪農家・メーカー間のパワー・バランスに着目してー』（東京大学農学部卒業論文）2017。